

宮城県漁業信用基金協会における個人情報の利用目的について

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、当協会の会員等の個人情報、次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用致します。

1 業 務	<p>中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第4条に定める、次の業務で利用致します。</p> <ul style="list-style-type: none">① 当協会の会員たる中小漁業者等（その者が漁業協同組合又は水産加工業協同組合である場合には、その組合員を含みます。）が、イ. 漁業近代化資金、ロ. 沿岸漁業改善資金、ハ. イ及びロに掲げるもののほか、中小漁業者等の事業又は生活に必要な資金の借入れ（ハに掲げる資金に充てるために手形の割引を受けることを含みます。）をすることにより金融機関に対して負担する債務の保証② 株式会社日本政策金融公庫（又は沖縄振興開発金融公庫）に係る金融機関の保証についての債務の保証③ 漁業経営改善促進資金の貸付けを行う金融機関に対する資金供給④ 債務の保証又は資金供給に係る①から③の業務に附帯する業務
2 利用目的	<p>当協会の会員たる中小漁業者等に対する保証又は資金供給に係る資金の貸付けに関し、次の利用目的で利用致します。</p> <ul style="list-style-type: none">① ご本人（個人情報によって識別される特定の個人をいいます。以下同じ。）又はご本人の代理人であること若しくはご本人の利用資格を確認する場合② 当協会が、保証債務の引受・継続の審査及び貸付金の管理・回収、代位弁済の審査及び求償権その他の債権の管理・回収を行う場合③ 融資・保証保険・原資供給・認定・承認・支援・指導等を行う金融機関、信用補完機関、地方公共団体その他の団体（以下「関係機関」といいます。）に個人情報を提供する場合④ 当協会及び関係機関が、調査、お知らせ、勧誘、融資商品・サービスの開発又は研究を行う場合⑤ 当協会の保証事業に際し個人情報を、加盟する個人信用情報機関に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供する場合⑥ ご本人との契約及び法令等に基づく、権利の行使及び義務の履行を行う場合⑦ ご本人との契約の解除又は解除後の事後管理を行う場合⑧ その他、ご本人との取引を適切かつ円滑に履行するために必要な場合
<p>私は、上記利用目的の明示を受け、これを確認し同意いたしました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名 ⑩</p>	

宮城県漁業信用基金協会における公表事項等のお知らせ

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」といいます。）に基づき、公表又は本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めている事項及び当協会が自主的に公表すべきこととしている事項を、次のとおり定めていますので、お知らせ致します。

1. 当協会が取扱う個人情報の利用目的（保護法第21条第1項関係）：前頁に記載のとおりです。
2. 当協会が取扱う保有個人データに関する事項（保護法第32条第1項関係）：
 - (1) 個人情報取扱事業者（当協会）の住所、名称及び代表者の氏名：
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目6番16号
宮城県漁業信用基金協会
理事長 正木 毅
 - (2) すべての保有個人データの利用目的：前頁に記載のとおりです。
 - (3) 開示等のお申出の手續等（保護法第21条第4項第1号から第3号までに該当し、通知・公表を要しない場合を除きます。）
 - ① お申出先 〒980-0014
宮城県仙台市青葉区本町三丁目6番16号
宮城県漁業信用基金協会 総務課
(電話) 022-221-5326
(FAX) 022-262-7567
受付時間は営業日の午前8時45分から午後5時00分まで
 - ② 請求の方法・提出書面：当協会が定める「個人データ開示請求書」を受付窓口又は郵送により提出して下さい。
 - ③ 請求者ご本人又は代理人の確認方法：
 - A 受付窓口「a 運転免許証」、「b 健康保険の被保険者証」、「c パスポート（所持人記入欄に現住所の記入があるもの）」、「d 在留カード又は特別永住者証明書」又は「e 個人番号カード」（身分証明書として利用できるのは氏名、住所等が掲載されている「表面」のみです。）のいずれかを提示するか、「f 市区町村交付の住民票の写し」又は「g 実印押印の②の請求書及び印鑑登録証明書（交付日より3か月以内のもの）」を提出して下さい。
 - B 郵送の場合は、上記 a、c 又は e（身分証明書として利用できるのは氏名、住所等が掲載されている「表面」のみです。）の写しのほか、f 又は g を同封して郵送して下さい。
 - C 代理人による場合は、法定代理人にあつては、Bの証明書のほか、請求者本人との続柄を証明できる f その他の証明書、任意代理人にあつては請求者本人の f 及び「任意代理人に対する委任状」を提出して下さい。
 - D 請求に基づく当協会からの通知は、ご本人に対して、「電磁的記録を媒体に保存して、当該媒体を郵送する方法」、「書面を郵送する方法」、「電子メールを送信する方法」のうちご本人又はその代理人が指示された方法により行います。ただし、開示の方法の指示がない場合又は指示された方法が多額の費用を要するなど当該方法による開示が困難である場合には、「書面を郵送する方法」により行います。方法により行います。
 - ④ 利用目的の通知又は開示を求める際の手数料の額及び徴収方法：1件当たり500円並びに電磁的記録媒体1個につき500円（電磁的記録を媒体に保存して郵送する場合に限ります。）又は複写機により複写したものの交付枚数1枚につき10円（書面の方法により通知する場合に限ります。）の合計額を手数料としてお支払下さい。②の請求書の郵送を希望される方は、その旨お申出の上、84円切手及び小封筒を各1枚送付して下さい。
 - (4) 苦情・質問等のお申出先及び手續等：
 - (3)の①にお申出下さい。受付窓口、郵送、電話等いずれの方法でも結構です。なお、開示等お申出に該当する場合は(3)により取扱うこととなります。

- (5) 当協会の所属認定個人情報保護団体はありません。
3. 第三者提供に関するオプトアウト制度の事項（保護法第27条第2項関係）：当協会は活用することを想定しておりません。
 4. 当協会の個人データの共同利用に関する事項（保護法第27条第5項第3号関係）：前頁に掲げる利用目的の範囲内において、個人データを必要な保護措置を行った上で、別添「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項等に関するご案内」の4により共同利用致します。
 5. 仮名加工情報に関する事項（保護法第41条第4項関係）：当協会は活用することを想定しておりません。
 6. 匿名加工情報に関する事項（保護法第43条第3項関係）：当協会は活用することを想定しておりません。
 7. 備考：当協会が、ご本人への明示等により、別途、利用目的等を個別に示させて頂いた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先させて頂きますことにつき、ご了承下さい。